

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金(テレワークコース) ～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善(※)のため、終日在宅で就業するテレワークに取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※ 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

テレワークを新規(※)で導入し、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主を含みます。

支援内容

1 支給対象となる取組

次の取組が対象になります。

- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理担当者や、労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家による導入のためのコンサルティング
- テレワーク機器等購入経費
- 保守サポート料、通信費
- クラウドサービス使用料

2 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指して下さい。

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

- a 評価期間(※1)に1回以上、対象労働者(※2)全員に、終日在宅で就業するテレワークを実施させること
- b 評価期間において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とさせること。

※1 1か月から6か月の間で、事業主が事業実施計画において指定した月単位の期間を指します。

※2 事業主が事業実施計画において指定した労働者を指します。

※3 終日在宅で実施するテレワークとは、事業主の明確な指示に基づき、終日在宅で、ICTを活用して業務を実施することをいいます。

3 支給額 ～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額(※))。

※ 上限額は、対象労働者数×1人当たりの上限額、又は、1企業当たりの上限額のいずれか低い方の額です。

成果目標の達成状況	補助率	1人当たりの上限額	1企業当たりの上限額
達成	3/4	6万円	150万円
未達成	1/2	4万円	100万円

ご利用方法

- (1) 「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともにテレワーク相談センターに提出し、厚生労働省から事業実施の承認を受けます。締切は12月15日です(※)。

※ 受付開始の時期については、テレワーク相談センター、もしくは、厚生労働省労働基準局労働条件政策課設定改善係にお問い合わせください。

- (2) 提出した計画に沿って取組を実施します。

- (3) テレワーク相談センターに支給申請書類を提出します。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

- ・テレワーク相談センター

TEL:0120-91-6479

- ・厚生労働省労働基準局労働条件政策課設定改善係

TEL:03-5253-1111(内線5524)